

アントレプレナーシップ醸成プログラム企画運営業務委託 仕様書

1 目的

若者のアントレプレナーシップマインドを醸成するため、世界で活躍する広い視野を持つためのグローバルな考え方やコミュニケーション能力と、エビデンスに基づき、物事を考えるためのデータを活用した分析能力を養成する。

それにより、自らアイデアを発想し、新たなことに挑戦するとともに、世界を視野に入れて活躍する人材を群馬県から輩出する。

2 委託業務名称

アントレプレナーシップ醸成プログラム企画運営業務

3 委託業務内容

参加者のアントレプレナーシップを醸成するためのプログラムの企画・運営

(1) 参加人数 20 名程度

(2) 参加者 県内に通学又は在住し、令和 7 年 4 月 1 日時点で 15 歳（中学校卒業以降）～25 歳の者

(3) 実施形式

- 令和 7 年 6 月に参加者募集を行うため、募集に必要なチラシのデザインデータ（A4 サイズ 2 枚分を想定）を 5 月末日までに作成すること。なお、参加者募集の周知は、県と相談の上進めること。
- 令和 7 年 7 月～12 月の期間で複数回のプログラムを実施する。
- 複数回のプログラムに参加者は原則、全て参加する。
- プログラムは参加者を 5 グループ程度に分け、グループでの取組を想定する
- 各グループには参加者以外にグループごとに少なくとも 1 名のメンターを配置するものとし、メンターはグローバルな視点を備え、日英での会話が可能な者とすること。また、メンターはオリエンテーション、ワークショップ、課題調査等と同行し、参加者への必要な助言や指導を行うこと。

(4) プログラム内容

① アントレプレナーシップ醸成のためのオリエンテーション及びワークショップ

② 開催時期 7 月～8 月

③ 開催場所 県内の施設で適切な場所を県と調整（群馬県庁で実施する場合は、その会場手配は県が行うため、会場費は不要である。）

④ 開催回数 4 回以上

⑤ 特記事項

- 「グローバル視点」、「課題分析・解決力」、「共創の実践」の 3 つの要素が学べる内容とすること
- プログラム内でチームビルディングを実施すること
- オンラインでの実施も可能とするが、2 回以上リアルでの実施とすること。

(5) 課題調査（ヒアリングや現地調査等）

① 開催時期 7 月～10 月

- ② 開催場所 参加者の課題に合わせてヒアリング先や現地調査先を調整
 - ③ 開催回数 各グループ1回以上で、グループごとに実施日が異なることも可
 - ④ 特記事項
 - ・ ヒアリングについては、オンラインでの実施も可とする
 - ・ ヒアリング先や現地調査先については、県と相談の上決定すること
- (6) グループでの中間発表
- ① 開催時期 第1回 8月、第2回 10月
 - ② 開催場所 県内外の施設で適切な場所を県と調整（第1回は受託者が会場を用意する。第2回は群馬県庁 32F の動画・放送スタジオ「tsulunos」で実施し、その会場手配は県が行うため、動画・放送スタジオ「tsulunos」の会場費は不要である。）
 - ③ 開催回数 2回
 - ④ 特記事項
 - ・ リアルとオンラインの併用とする
 - ・ オンライン配信について、第1回は受託者が行い、第2回は県が行う。
 - ・ 中間発表を聴講した者へのアンケート調査を実施し、参加者がその結果を分析し、生かせるようにすること
- (7) 中間発表を踏まえた発表内容のブラッシュアップ
- ① 実施期間 9月～11月
 - ② 実施内容

9月～10月	中間発表の2回目に向け、発表内容や発表資料についてメンターによる各グループへの個別アドバイスを実施すること
10月～11月	最終発表に向け、発表内容や資料についてメンターによる各グループへの個別アドバイスを実施すること
 - ③ 特記事項
 - ・ 個別に適宜支援を行える体制を構築すること
- (8) 最終発表
- ① 開催時期 12月
 - ② 開催場所 県内の適切な場所を県と調整（会場は、県が手配するため、会場費は不要である。）
 - ③ 開催回数 1回
 - ④ 特記事項
 - ・ 原則、リアルでの実施とすること
 - ・ 最終発表数など構成内容については、県と相談の上決定すること
- (9) メディアでの発信
- ① 実施時期 最終発表後、速やかに実施
 - ② 実施内容 参加者の発表内容及び当該プログラムの内容に関して、幅広く周知するために、発信力のある SNS 等の広報媒体に少なくとも2回以上掲載すること
 - ③ 特記事項
 - ・ 広報媒体とは、インターネット上での発信をいう

4 実績報告書の提出

委託業務内容の終了後、直ちに実績報告書を提出する。

5 成果物

受託者が作成するオリエンテーション資料、ワークショップ資料、中間発表及び最終発表の配信、プログラム参加者の満足度調査の結果、広報媒体での配信等

6 契約期間

契約の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

7 その他

- (1) 前条までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず、減額する場合がある。
- (2) 契約は、選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて委託者と受託予定者と細部を打合せのうえで締結する。
- (3) 感染症や災害などの発生等、やむを得ない理由により、委託業務の内容・実施時期を変更することがある。
- (4) 受託者は、成果物が他者の所有権や著作権、肖像権を侵害しないことを保証するものとする。
- (5) 本仕様書に定める成果物の所有権や著作権は、原則として群馬県に帰属することとし、群馬県は、事前の連絡無く加工及び二次利用できるものとする。ただし、成果物のうち、受託者又は第三者が従来から権利を有していた受託者固有の著作物、知識及び技術に関する権利その他知的財産権等（以下、「権利留保物」という。）については受託者に留保するものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。